

臨時的任用職員・非常勤講師 募集



川崎市教育委員会では、川崎市立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）において「**臨時的任用職員**」「**非常勤講師**」を募集しています。

「**養護教諭**」「**学校栄養職員**」「**事務職員**」についても募集しています。

登録受付について

原則、**毎週火曜日の午後**、登録受付を行っています。休日や平日夜に、市内公共施設での**臨時登録の受付**も行っております。日時予約制で行いますので、川崎市教育委員会ホームページにて登録受付開催日を確認の上、教職員人事課 採用・人材育成担当に**電話またはメールでご予約**ください。

登録時に必要な書類

(1) 登録書

※ 顔写真添付 及び 署名・押印

(2) 所有する全ての教員免許状の 原本とコピー（表裏とも）

※ 取得見込の方は不要。

＜以下の書類は必要な方のみ＞

(3) 教員免許更新手続きを行った場合 ・更新講習修了確認証明書等

(4) 氏名が教員免許状と違う場合 ・戸籍抄本

登録会・臨時登録会 実施予定

実施日	開催時刻	会場
3/11（火）	13:30～16:00	川崎市役所第3庁舎 18 階第1会議室
3/15（土）	9:30～12:00	川崎市高津市民館第1会議室
3/18（火）	13:30～16:00	川崎市役所第3庁舎 18 階第1会議室
3/21（金）	18:00～20:30	川崎市高津市民館第2会議室
3/25（火）	13:30～16:00	川崎市役所第3庁舎 18 階第1会議室
3/27（木）	18:00～20:30	川崎市高津市民館第2会議室
4/ 8（火）	13:30～16:00	川崎市役所本庁舎 305 会議室
4/15（火）	13:30～16:00	川崎市役所本庁舎 306 会議室
4/22（火）	13:30～16:00	川崎市役所本庁舎 306 会議室
4/26（土）	12:00～14:00	川崎市役所復元棟 102 会議室

川崎市教育委員会事務局

（職員部教職員人事課 採用・人材育成担当）

TEL 044-200-3843 FAX 044-200-2869

E-Mail 88kyojin@city.kawasaki.jp



臨時的任用職員
非常勤講師等登録
ホームページ



非常勤講師等の主要勤務条件

地方公務員法の改正法が令和2年4月1日付けで施行され、非常勤の職員については「**会計年度任用職員**」（一般職の非常勤職員）として位置づけられています。

非常勤講師

（主なもの。右記以外にも多くの種別があります。）

初任研代替（新規採用の教員が研修で不在時に授業等を行う）

教科補充（正規教員だけでは授業時数が不足する場合に、授業等を行う）

日本語指導（日本語が未習熟の外国籍の児童生徒等が在籍する場合に日本語指導を行う）

事項	内容	事項	内容
身分	根拠法	給与等	給与
	身分		時間単価の報酬を支給（下記）
	地方公務員法の適用		地域手当
任用	任期		相当額報酬を支給
	条件付採用		期末手当
	勤務時間		週15.5時間以上かつ6月以上の任用で支給
勤務時間／服務等	休暇		勤勉手当
	営利企業従事等制限※		対象外
	分限処分・懲戒処分		通勤手当
	服務の宣誓		相当額報酬を支給（上限あり）
	その他服務規律		特殊勤務手当
	措置要求・不服申立て		夜間学級業務手当、特別支援学校業務手当に相当する業務がある場合、相当額報酬を支給
	人事評価		退職手当
			対象外
			その他の手当
社会保険等			原則として対象外
		社会保険等	災害補償
			労働者災害補償保険法による
			年金制度
			要件を満たした場合、厚生年金に加入
			健康保険
			要件を満たした場合、公立学校共済組合に加入
			雇用保険
			要件を満たした場合に加入

報酬単価

（地域手当相当額を含む）
（主なものを掲載しています。）
令和6年4月1日現在

非常勤講師

小中学校

2,569円/時

特別支援学校

2,569円/時

高等学校※

2,819円/時

※全日制課程で工業以外を担当する場合

その他

学校栄養職員

1,644円/時

学校事務職員

1,344円/時

夜間学級業務手当相当額

2,200円/日

夜間学級で生徒の指導に関する業務を行う場合に支給

特別支援学校業務手当相当額

600円/日

特別支援学校で生徒の指導に関する業務を行う場合に支給

正規学校栄養職員が不在となる学校に配置され、原則として週29時間勤務。

正規学校事務職員が病気等で長期に不在となる場合の代替。原則として週29時間勤務。

期末手当

6月及び12月に在職期間に応じて支給します。

【対象】 週15.5時間以上 かつ 6月以上の任用

登録有効期限等について

登録期限は、登録年度を含む5年度間（任用された場合は最新の任用日を含む年度から5年度間）です。登録の更新を希望する場合は、5年度目の9月～3月に更新手続きにお越しください。

また、登録期間中に住所や連絡先が変更となった場合は、登録内容の変更手続きを行うようにしてください。（詳細はこちら→）

講師登録HP



(URL) <http://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-6-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

【問合せ】川崎市教育委員会事務局
教職員人事課 採用・人材育成担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
事務局所在地：川崎市役所第3庁舎6階

TEL 044-200-3843

休業代替任期付職員 臨時的任用職員

川崎市教育委員会

の主要勤務条件

地方公務員法、地方公務員の育児休業等に関する法律等に基づき、欠員が生じた場合や正規教職員が産休、育休を取得した場合の代替を要する場合、長期療養者の代替を要する場合に、正規教職員同様の勤務条件で、**正規教職員と同等の業務を行う常勤職員として勤務する職**です。

教諭/養護教諭 担任、教科指導、少人数、TT、校務分掌 等。

学校事務職員 財務事務、文書管理事務 等

学校栄養職員 献立作成、栄養指導 等

実習助手 実験・実習準備、実習授業補助 等

主要な勤務条件は正規教職員とほぼ同様です。

事項	内容	事項	内容
身分	根拠法	給与等	給与（下記）
	地方公務員法の適用		学歴、職歴等により初任給を決定
任用	任期期間		地域手当
	更新		支給対象
勤務時間／服務等	勤務時間		期末手当
	休暇		本市支給要件を満たした場合に支給
	営利企業従事等制限※		勤勉手当
	人事評価		本市支給要件を満たした場合に支給
		社会保険等	通勤手当
			本市認定額を支給（上限55,000円）
			特殊勤務手当
			夜間学級業務手当、特別支援学校業務手当等を正規教職員と同等の基準で支給
			退職手当
			本市規定を満たした場合に支給
			その他の手当
			教員特別手当等正規教職員と同等に支給
			災害補償
			正規教職員の例による
			年金制度
			公立学校共済組合に加入
			健康保険
			公立学校共済組合に加入

給与等

※地域手当を含む月額。
教育職には、教員特別手当、教職調整額も含む。
※右記の学歴に応じ、職歴なしとした場合の概算額です。職歴等により加算されることがあります。
※令和6年4月1日時点。
※実習助手は高校のみ。

教諭/養護教諭

（小中学校勤務の場合）

学校栄養職員

学校事務職員

実習助手

大学院卒	約 291,000円	大学卒	約 269,000円
短大卒	約 244,000円	61歳以上	約 313,000円 （上限額）
大学卒	約 224,000円	短大卒	約 200,100円
大学卒	約 224,000円		
大学卒	約 266,000円	高校卒	約 219,000円

登録有効期限等について

登録期限は、登録年度を含む5年度間（任用された場合は最新の任用日を含む年度から5年度間）です。登録の更新を希望する場合は、5年度目の9月～3月に更新手続きにお越しください。

また、登録期間中に住所や連絡先が変更となった場合は、登録内容の変更手続きを行うようにしてください。（詳細はこちら→）

講師登録HP



【問合せ】川崎市教育委員会事務局
教職員人事課 採用・人材育成担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
事務局所在地：川崎市役所第3庁舎6階

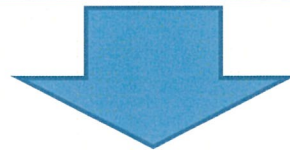
TEL 044-200-3843

(URL) <http://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-6-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

令和7年度の非常勤講師の任用における変更点

【非常勤講師の年間上限勤務週数の拡大】

- ・今までほとんどの種別で年間35週であった**年間上限勤務週数を最低42週（授業週数相当）に引き上げる**（特別支援学級残留対策など、一部の任用種別を除く）
- ・**加えて、非常勤講師の研修機会、教材研究時間の確保や教員の負担軽減のため、教材研究や成績評価に充てることで、最大上限52週（年間週数）まで引き上げる**



【勤務条件に関する変更点】

- ・**非常勤講師の年間上限勤務週数を3パターンから選択**
⇒任せたい業務内容や本人の希望に応じて、
校種ごとに右表の3パターンの中から選択
- ・各上限勤務週数によって業務内容や任用期間が異なる
- ・夏季休業の取り扱い 等

非常勤講師 単価：2,619円

校種	年間上限勤務週数
小・中・特別支援学校 高等学校(全日制)	42週 / 48週 / 52週
高等学校(定時制)	35週 / 40週 / 50週

⇒年間を通して働ける時間数が増え、48週と52週については学校が長期休み期間中でも勤務できます。

※従来どおりの35週を希望する勤務も可能となります。